



くらしの情報

平成15年(2003年)10月25日
編集・発行(季刊)西宮市消費生活センター
〒663 8035 西宮市北口町1番1号
電話 0798 69 3159
F A X 0798 69 3162
ホームページhttp://www.nishi.or.jp/~syouhi/

利用していなければ、支払わない。

請求の内容が、利用していないものであれば、一切支払う義務はありません。請求には必ず、無視してください。関わりたくないからと、一度支払ってしまつと、また新たな請求を受けることがあります。
* 電話で請求を受けた場合は、「利用していないので支払わない」とはっきり断りましょう。
* ハガキ、封書、電子メールなどの請求書類は念のため保管しておく方がよいでしょう。

利用していなければ、連絡をしない。

請求された内容を確認するためや支払い意思のないことを伝えるものでも、こちらから連絡をすることによって個人情報をお聞き出されてしまうおそれがあります。
* 連絡先が記載されていても電話をかけるようにすることが賢明です。
* メールで請求を受けた場合も、メールを返信すると、アドレスが分かっってしまうので気をつけましょう。

次のような場合は警察にも相談をする。

* 断っているにもかかわらず、執拗な請求が執拗なたり、常識的に考えて迷惑な時間帯(深夜・早朝)に何度も電話をかけてきた場合。
* 請求されるまま支払ってしまった場合。
* 脅迫などされた場合。
* 自宅に取り立ててきた場合。

消費生活センター相談コーナー

0798-64-0999

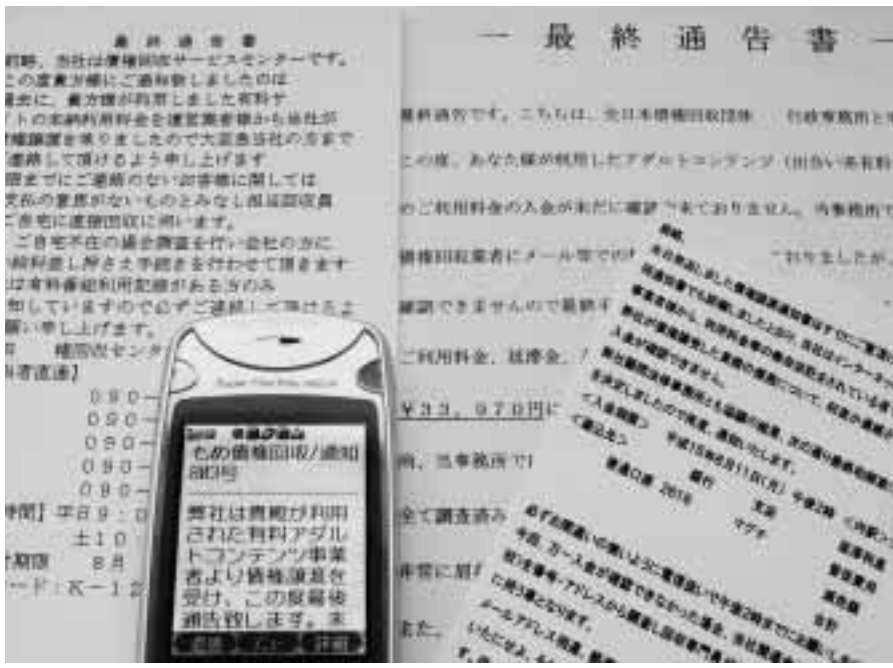
消費生活センターでは、消費生活に関する相談窓口を設けています。消費者が主体的に問題を解決するための情報の提供やアドバイスなどを行っています。

受付日 月曜～金曜(祝日を除く)
受付時間 午前9時～正午
午後1時～午後4時30分

相談は市内在住の方に限ります。

また、利用したことがあつても、有料番組提供会社からの債権譲渡通知を受けていない場合は債権回収業者へは利用料金を支払う必要はありません。
利用したことがあり、請求された内容について不明な点や、不安を持った場合には、相手に連絡をしたり、料金を支払う前に、消費生活センターに相談してください。

利用していなければ、支払わないで！ 連絡をしないで！



架空請求にご用心

西宮市消費生活センター インターネット・携帯電話等関連相談受付件数

14年度 4～3月	15年度 4月	5月	6月	7月	8月	15年度 4～8月計
446件	139件	75件	92件	134件	153件	593件

インターネット・携帯電話関連の相談が、14年度は一年間で446件であったのが15年度は4月から8月までの5ヶ月で593件と急増しています。

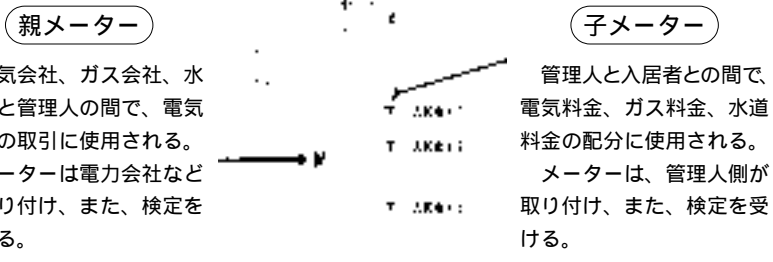
携帯電話に「有料アダルトコンテンツ事業者より債権譲渡を受けたので大至急連絡するように」、「連絡がない場合は自宅へ回収に行く」とメールが届いたが、利用した覚えがない。

《相談2》
使った覚えのない出会い系有料サイトの利用料金の請求が債権回収業者より封書で届いた。入金が確認できない場合は、直接回収に行くと言われている。

利用した覚えがない架空の有料アダルト番組の利用料を請求する相談が多数寄せられています。いきなり「最終通告書」「支払催告通知書」などの名称を用い、「入金がない場合は自宅勤務先へ回収に向く」とな

11月は子メーターの検定促進月間です

証明用電気計器、ガスメーター、水道メーター(子メーター)は、アパート、貸ビル、寮、市場、社宅などで電気料金などの配分証明に用いられるものです。



子メーターには、有効期限があります。検定ラベルなどを確認しましょう。
子メーターは、計量法に基づき、検定に合格し、かつ有効期限内のものでないと使用できません。有効期限は、メーターに添付のラベルや封印などで確認できます。
メーターの有効期限構造などにより異なる場合がありますが、おおむね左記のとおりです。
・電力量計.....10年
・ガスメーター.....10年
・水道メーター.....8年

有効期限内に子メーターの点検を受けましょう。
子メーターの検定を受けるには、検定代行を行っている修理事業者をご利用になると便利です。子メーターの取替には、現在使っているメーターを修理し使用、新品と交換し使用、の各ケースがあります。検定にかかる費用、日数など具体的には修理事業者と相談されるのが早道です。
計量法、子メーターについての問い合わせは、消費生活センター計量検査係へ
TEL0798-69-3158

ご存じですか? お米の表示制度

JAS法の「玄米及び精米品質表示基準に基づく表示」

(単一原材料使用の例)

名称	精米		
	産地	品産	年使用割合
原料玄米	県	ヒカリ	100%
内容量	5kg		
精米年月日	15.10.25		
販売者	米穀株式会社 兵庫県西宮市 町 番号 TEL0798-xxxx		

この表からは、こんなことがわかります。
どこで取れたものか → 産地、原産国
銘柄は何か → 産地、原産国
いつ収穫されたか → 産年
いつ精米されたか → 精米年月日
表示の責任者は誰か → 販売者

新米がおいしい季節になりましたが、皆さんはどのようにお米を購入していますか?
お米は見た目や品質を見分けることが困難です。このため、お米の表示はJAS法の規定に基づき、「玄米及び精米品質表示基準」に従った品質表示が義務づけられています。
表示は、お米を販売するすべての業者(スーパー、お米屋さん、農家の方など)に義務づけられ、原産国、産地、品種、産年、精米年月日、販売者などが記載されています。
購入のポイント
* 信頼できるお店で表示を確認の上、購入しましょう。
* ブランドや価格にこだわらず、ぎないようしましょう。
* お米は「生鮮食品」です。家庭の消費量に合わせ、適量を購入しましょう。